



新しい生活様式における環境整備

Ⅲ. 安心して働き続けることのできる環境の整備等に向けた要求

1. 新しい生活様式等における環境整備に向けた取り組み

- (1) 在宅勤務等における労働条件（勤怠管理、人事評価等）について、客観的かつ納得性のある制度整備を行うこと。
- (2) 在宅勤務等をさらに進めていくうえで、可能な対象業務の選定および環境整備をはかること。

本部は、コロナ禍が収束したとしても引き続き運用が想定される在宅勤務について、勤怠管理、人事評価に対する基本的な考え方を明らかにするとともに、今後、具体化に向けた労使協議をおこなっていくよう求めた。

また、在宅勤務は新しい生活様式を実践していくうえで効果的な働き方であり、対象業務や対象者の範囲、実施方法などをあらためて示すとともに、情報セキュリティ対策や作業環境の整備、経費負担のルールの規定化、総務事務や計画事務のリモート化やオンラインを活用した営業活動等の新しい働き方についても検討するように求めた。

会社は、「現在試行中の在宅勤務を前提にすれば、社員からの始終業報告等により勤務時間管理を行っており、長時間労働はないとの認識。また、業務内容の事前確認等を行っていることから、労務管理を大きく変える必要は無いと考えており、人事評価等についても、現行の中で十分対応が出来ると認識している。また、今後、対象業務の選定や環境整備等が更に進み、在宅勤務が常態化することとなれば、経費負担について何らかの検討が必要となると考えるが、その際にはグループで検討していきたい」との考えを示した。

また、可能な対象業務の選定についても、セキュリティの課題や機器配備、業務オペレーションの見直しなどの環境整備が前提となるとの考えを示した。

本部は、各社の対象業務や実施方法などの検討状況と作業環境整備、経費負担の考え方の引き出しに向け、次回の要求交渉に臨んでいく。



つながる！ JP労組

お友だち登録キャンペーン実施中

25万人の仲間づくりへ

243,198名

2月3日現在

JP労組 LINE 公式アカウントを開設！
春闘情報などの最新情報をお知らせしています！ぜひお友だち登録を！



(担当：三村)